

答練を活用した合格への戦略

～会社法改正にも対応！答練で最新の問題をいかに解くか？～

TAC／Wセミナー専任講師

姫 野 寛 之

1 答練の一般的意義

- (1) 演 習
- (2) 知識の習得

2 答練の選択

3 答練の活用法

- (1) ペースメーカー（予習時）
- (2) 知識の確認（予習時・復習時）
- (3) 時間配分（演習時）
- (4) 解法の実践（演習時）

4 早稲田合格答練の解説講義

- (1) 内 容
 - ① 択一式問題－論点の解説
 - ② 記述式問題－解法の解説
- (2) オリジナルレジュメ

別紙参照

以 上

別紙

	①発行時の定め ※ 1	②再編時の対価	①②の整合	新株予約権買取請求権
合 併	有 (236 I ⑧イ)	金 銭 ※ 2	－	有 (787 I ①, 808 I ①)
		新株予約権	整合	無
	無		不整合	有 (787 I ①, 808 I ①)
		金 銭 ※ 2	－	有 (787 I ①, 808 I ①)
新株予約権	－		有 (787 I ①, 808 I ①)	
	会社分割	有 (236 I ⑧ロハ)	新株予約権 ※ 3	整合
不整合				有 (787 I ②イ, 808 I ②イ)
無		(不消滅)	－	有 (787 I ②ロ, 808 I ②ロ)
		新株予約権 ※ 3	－	有 (787 I ②イ, 808 I ②イ)
(不消滅)	－		無	
	株式交換 株式移転	有 (236 I ⑧ニホ)	新株予約権 ※ 4	整合
不整合				有 (787 I ③イ, 808 I ③イ)
無		(不消滅)	－	有 (787 I ③ロ, 808 I ③ロ)
		新株予約権 ※ 4	－	有 (787 I ③イ, 808 I ③イ)
(不消滅)	－		無	

※ 1 発行時の定めとは、存続会社等の新株予約権を交付する旨の定めをいうため、金銭を交付する旨の定めや新株予約権を交付しない旨の定めは、発行時の定めとはいえない。

※ 2 対価である金銭の額を零円と定めることもできる。

※ 3 対価は承継会社の新株予約権に限られるため、承継会社又は設立会社が持分会社であるときは、新株予約権買取請求は認められない (787 I ②括弧, 808 I ②括弧)。なお、対価として承継会社の新株予約権が交付される分割会社の新株予約権を吸収分割契約新株予約権といい (758⑤イ)、対価として設立会社の新株予約権が交付される分割会社の新株予約権を新設分割計画新株予約権という (763⑩イ)。

※ 4 対価は完全親会社の新株予約権に限られるため、完全親会社が合同会社であるときは、新株予約権買取請求は認められない (787 I ③括弧)。なお、対価として親会社の新株予約権が交付される子会社の新株予約権を株式交換契約新株予約権といい (768 I ④イ)、対価として設立親会社の新株予約権が交付される子会社の新株予約権を株式移転計画新株予約権という (773 I ⑨イ)。